

朝日町耐震改修促進計画

平成 24 年 3 月策定

令和 2 年 12 月改定

令和 8 年 3 月改定

朝 日 町

目 次

第1章 計画の目的と位置付け	1
1 計画の目的	
2 計画の位置付け	
3 計画期間	
4 計画改定の背景等	
5 想定される地震の規模・被害の状況	
第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	12
1 住宅の耐震化の現状と目標	
2 建築物の耐震化の現状と目標	
第3章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策	15
1 耐震化の取組み基本方針	
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援	
3 大地震に備えた事前対策の推進	
4 改正耐震改修促進法に伴う耐震化促進策の周知等	
第4章 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等	24
1 相談体制の充実	
2 パンフレット等の配布及び講習会等の実施	
3 地震防災マップ等を活用した啓発活動	
4 リフォームにあわせた耐震改修の推進	
5 防災査察・定期報告を活用した啓発活動	
6 町内会等との連携	
7 住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組み	

第1章 計画の目的と位置付け

1 計画の目的

本計画は、建築基準法の新耐震基準が導入（昭和56年6月）される以前の建築物の耐震化を図ることにより、町民の生命や財産を保護するため、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的として、耐震化の目標と施策等を定めます。

地震による住宅・建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、それらの耐震性向上策として、県と連携しながら、耐震診断・改修等を総合的かつ計画的に促進するための基本的な枠組を定めることを目的とします。

本計画は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された持続可能な開発目標（SDGs）における、「Goal 11. 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する」中、「災害による死者や被災者数を大幅に削減する」という目標を踏まえたものです。

2 計画の位置付け

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項、国土交通省告示「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」に基づき策定します。また、本計画は朝日町における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として位置付けられるもので、「富山県耐震改修促進計画」及び「朝日町地域防災計画」と整合を図ります。

3 計画期間

本計画は、「富山県耐震改修促進計画」に合わせ令和8年度から令和17年度までとし、令和17年度の目標を設定します。社会情勢の変化や、計画の実施状況に適切に対応するため、定期的に検証を行い、必要に応じて施策の見直しなど計画の改定を行います。

4 計画改定の背景等

（1）計画改定の経緯

平成18年1月26日に改正耐震改修促進法が施行されました。同法に基づき朝日町では住宅及び建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、平成24年3月に「朝日町耐震改修促進計画」を策定しました。

また、令和2年12月には、引き続き住宅・建築物の耐震化を計画的に進める必要があること、東日本大震災の被害などにより平成25年に耐震改修促進法が改正されたこと、国における住宅・建築物の耐震化率目標が見直されたこと、これらを踏まえて「富山県耐震改修促進計画」が改定され

たことなどから、朝日町における耐震化率の現状を踏まえ、計画を見直しました。

このたび、国における住宅・建築物の耐震化の目標がさらに見直されたことなどから、朝日町における耐震化率の現状等を踏まえ、計画を見直しました。

(2) 耐震改修促進法施行令等の改正

耐震改修促進法に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針」の一部を改正する告示が、令和7年7月17日に公布・施行されました。

改正の概要は以下のとおりです。

①建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項（第一5、9関係）

- ・地方公共団体及び関係団体は、昭和56年の耐震基準導入以降で平成12年より前に建築された木造住宅について、耐震性能検証の実施に努めるよう促すこと。
- ・地方公共団体は、省エネ改修やバリアフリー改修の機会を捉えた耐震改修、段階的な耐震改修の実施等に関する取組を行うことも考えられること。
- ・地方公共団体は、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震改修に関する融資制度の普及に努めること。

②建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項（第二2関係）

- ・住宅については令和17年までに、耐震診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期にそれぞれ耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

③建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項（第四関係）

- ・地方公共団体による、耐震改修の有効性の啓発及び普及や、要安全確認計画記載建築物のうち緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化の状況を記載した地図（避難路沿道耐震化状況マップ）の作成及び活用の普及を図ること。

④都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項（第五関係）

- ・国が耐震診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物それぞれについて目標を定めることとしたことを踏まえ、都道府県及び市町村において、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物それぞれについて、地域の実情に応じて目標を定めるべきであること。

5 想定される地震の規模・被害の状況

(1) 県内の活断層と地震

今後、朝日町で起こり得る大規模な地震を予測し、被害を想定することは、地震災害対策を推進するうえで前提となるものです。

また、地震による被害を想定することは、予防、応急、復旧対策の前提条件が明らかとなり、防災関係機関が地震災害対策を推進するうえで役立つばかりでなく、防災関係機関や町民の地震に対する意識高揚にも大きな効果が期待できます。

なお、地震による被害は、地形、地質、地盤等の自然条件や都市化、工業化の進展等の社会的条件によって大きく変化することに留意し、県内の活断層や過去の地震被害等を把握するとともに、地震被害の想定に基づく地震災害対策を推進する必要があります。

(2) 活断層について

活断層とは、ある面を境に両側のずれ（くい違い）が見られる地質現象をいい、その中で、地質時代でいう第四紀（約180万年前から現在の間）において繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層とといいます。

断層は、地震の発生源となりうるものであり、1891年の濃尾地震（根尾谷断層）、1995年の兵庫県南部地震（野島断層）の震源としても知られるように、今日では、地震予知の観点からその存在は特に重要視され、各地域でその認定作業や活動履歴調査等が実施されています。

全国の主要な活断層については、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会において、活動間隔や次の地震の発生可能性等（場所、規模、発生確率）を評価し、随時公表しています。

現在公表されている県内の活断層（①～⑦）、及び、富山県に影響を及ぼすことが想定されている活断層（⑧～⑬）については、次のとおりです。

また、富山県地震被害想定・津波シミュレーション調査中間報告（令和8年1月）では、県内すべての市町村において、最大震度が7となる地点があることを公表しています。

- ①跡津川断層帯
- ②牛首断層帯
- ③魚津断層帯
- ④砺波平野断層帯西部
- ⑤砺波平野断層帯東部
- ⑥呉羽山断層帯
- ⑦庄川断層帯
- ⑧森本・富樫断層帯
- ⑨邑知壑瀉断層帯

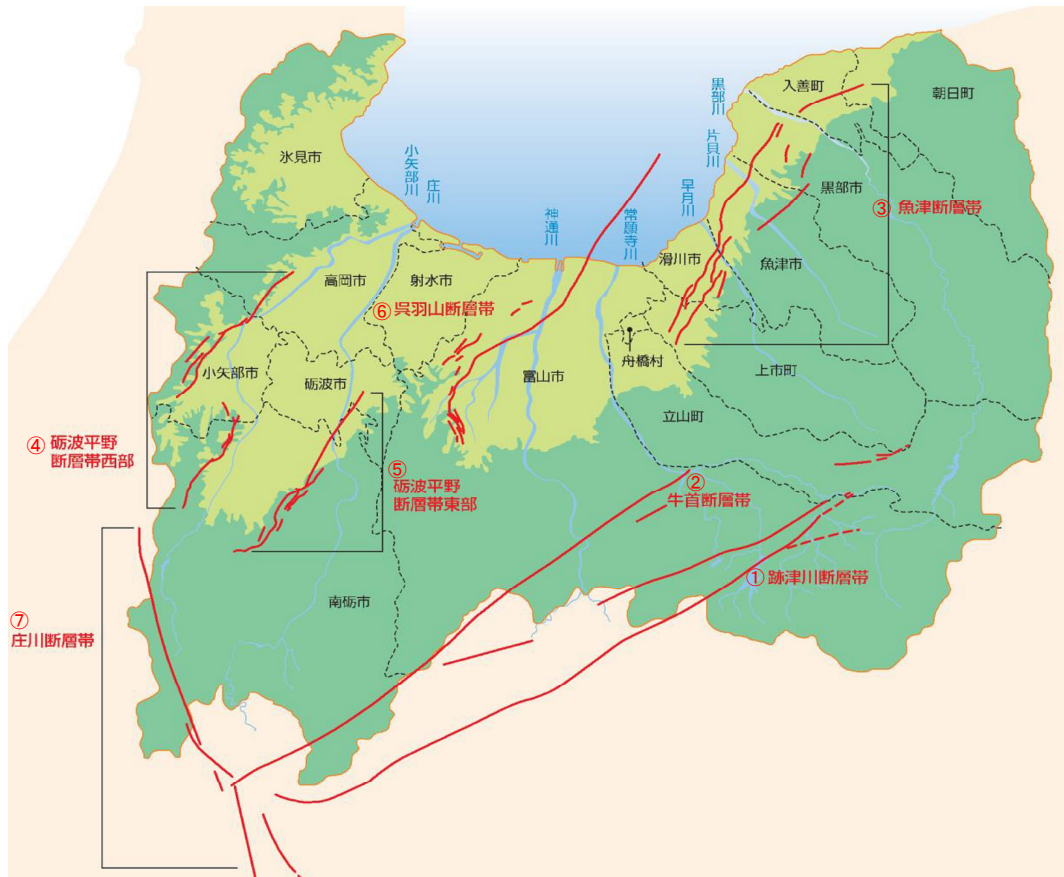
⑩糸魚川－静岡構造線断層帯

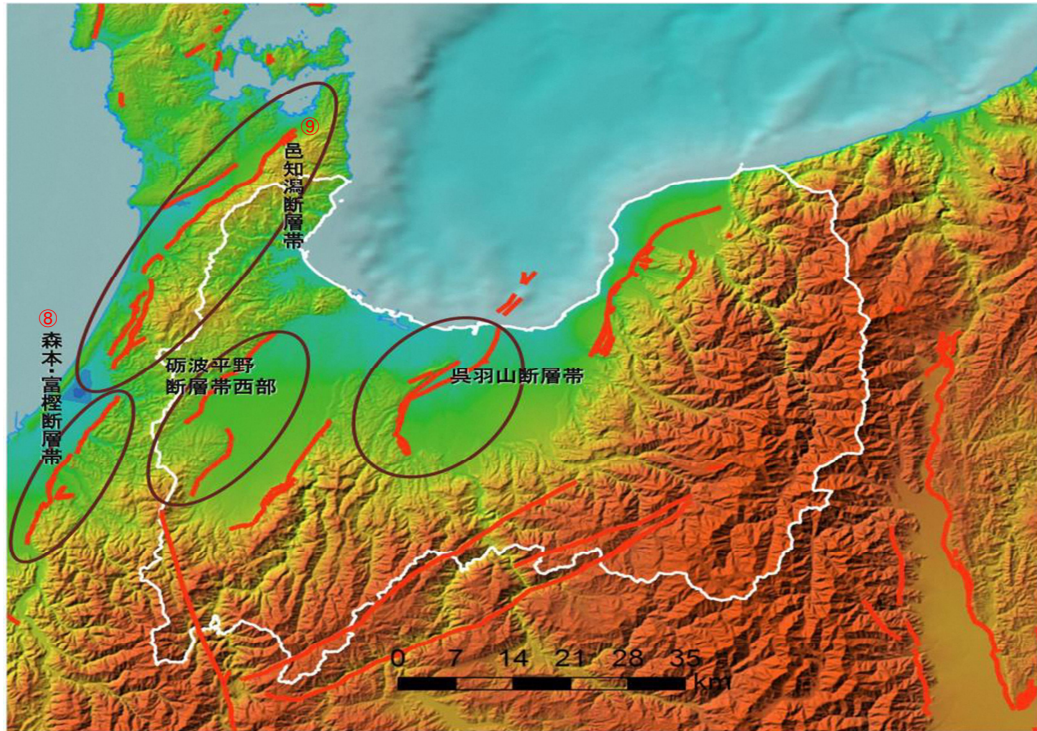
⑪糸魚川－静岡構造線断層帯分布図

⑫南海トラフ

⑬日本海側の海域活断層の分布

出典：富山県





富山県の断層帯略図

(出典：富山県耐震改修促進計画)

(3) 過去の地震

富山県に関する歴史地震は、「表1：富山県内に被害をもたらした主な歴史地震」のとおりであり、中でも特に、1586年の天正の大地震と1858年の安政の大地震は大きな被害をもたらしたことが、過去の古文書等により確認されています。

また、1923年以降、富山県内の震度観測点において記録した震度1以上の地震は計842回（2024年12月末現在）であり、そのうち、震度4以上を記録した地震は23回ありました。（「表2：震度4以上を記録した地震一覧」参照）

なお、津波被害に関しては、近年記録が無く、被害の実態はつかめないが、氷見海岸において、津波で乗り上げたものと考えられる巨岩が標高数m上で発見されるなど、有史以来、全くなかったという確証はありません。

表1：富山県内に被害をもたらした主な歴史地震

発生年	地震名又は被害の大きかった地域	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
863(貞観5)		7以上	民家破壊し、圧死者多数	
1586(天正13)	(飛騨白川谷)	7.8±1	木船城崩壊、白川谷被害多し	(5～6)
1662(寛文2)	(琵琶湖付近)	7.25～7.6	神社仏閣人家被害、死傷者多し	(5)

1668(寛文8)			伏木・放生津・小杉で潰家あり	
1707(宝永4)	宝永地震	8.4	家屋倒壊、天水桶ことごとく転倒す	(5~6)
1858(安政5)	飛越地震	7.0~7.1	大鷲・小鷲崩壊、洪水、流出家屋多 し	(5~6)
〃	(大町付近)	5.7		

※上記の歴史地震は、「新編日本被害地震総覧【増補改訂版】」(宇佐美龍夫、1996年)において1900年以前で本県に関する記事のあるものを記載した。空欄は記載なし。

(その他)

2024年1月1日発生 令和6年能登半島地震 マグニチュード7.6 県内最大震度5強

表2：震度4以上を記録した地震一覧

発生年	震央地名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
1923(大正12)	神奈川県西部	7.9	不明	高岡4
1927(昭和2)	京都府北部	7.3	不明	高岡5
1930(昭和5)	石川県西方沖	6.3	死亡1	高岡4
1933(昭和8)	石川県能登地方	6.0	傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂	伏木4
1944(昭和19)	三重県南東沖	7.9	不明	富山4
1948(昭和23)	福井県嶺北	7.1	西部で被害	富山4
1952(昭和27)	石川県西方沖	6.5	硝子破損	富山、八尾、女良4
1993(平成5)	石川県能登地方	6.6	非住家、水路、ため池に被害	富山、伏木4
2000(平成12)	石川県西方沖	6.2	被害なし	小矢部4
2007(平成19)	能登半島沖	6.9	重傷1、軽傷12 非住家一部損壊5	富山、氷見、滑川、 小矢部、射水、 舟橋5弱 高岡、魚津、黒部、 砺波、南砺、上市、 立山、入善、朝日4
2007(平成19)	新潟県上中越沖	6.8	軽傷1	氷見、舟橋4
2013(平成25)	石川県加賀地方	4.2	被害無し	小矢部4

2020(令和2)	石川県能登地方	5.5	軽傷2	富山、氷見、舟橋4	
2023(令和5) 5月5日 (14時42分)	能登半島沖	6.5	軽傷1	高岡、氷見、小矢部、 射水、舟橋4	
5月5日 (21時58分)	能登半島沖	5.9		舟橋4	
2024(令和6) 1月1日 (16時10分)	石川県能登地方	7.6	死者3(災害関連死3)、 重傷13、軽傷41 全壊259、半壊807 一部損壊21,606 (令和7年1月31日時点)	富山、高岡、氷見、 小矢部、南砺、射水、 舟橋5強 滑川、黒部、砺波、 上市、立山、 朝日5弱 魚津、入善4	
1月1日 (18時08分)	能登半島沖	5.8		富山、高岡、射水、 舟橋4	
1月1日 (16時12分)	能登半島沖	5.7		富山4	
1月1日 (16時18分)	能登半島沖	4.0		氷見、舟橋4	
1月1日 (16時18分)	石川県能登地方	6.1		富山、射水、舟橋、 立山4	
1月1日 (16時56分)	石川県能登地方	5.8		氷見4	
1月6日	石川県能登地方	5.4		氷見4	
1月26日	石川県西方沖	6.6		軽傷1	富山、高岡、氷見、 小矢部、射水4

※「理科年表」(国立天文台、平成13年)及び「富山県気象災異史」(富山地方気象台、富山県、昭和45年)及び「気象庁震度データベース検索」等による。

(4) 被害想定

①地震の想定

地震には、海溝型地震と内陸型地震がありますが、過去の記録から見ると、朝日町に影響を及ぼすおそれのある地震は、活断層による内陸型地震が考えられます。

中でも、朝日町に最も影響を及ぼす活断層であると思われる「魚津断層帯」と「糸魚川-静岡構造線断層帯」を、主たる震源発生源として、地震の被害想定を行うものとします。

魚津断層帯及び糸魚川-静岡構造線断層帯を震源とする地震については、地震調査研究推進本部に

よる長期評価より、震度予測のみが公表されています。

また、参考として、富山県が実施した地震調査研究事業の結果を踏まえ、跡津川断層帯、呉羽山断層帯を震源とする地震が発生した場合の想定についても比較するものとします。

②被害の想定

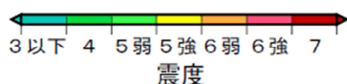
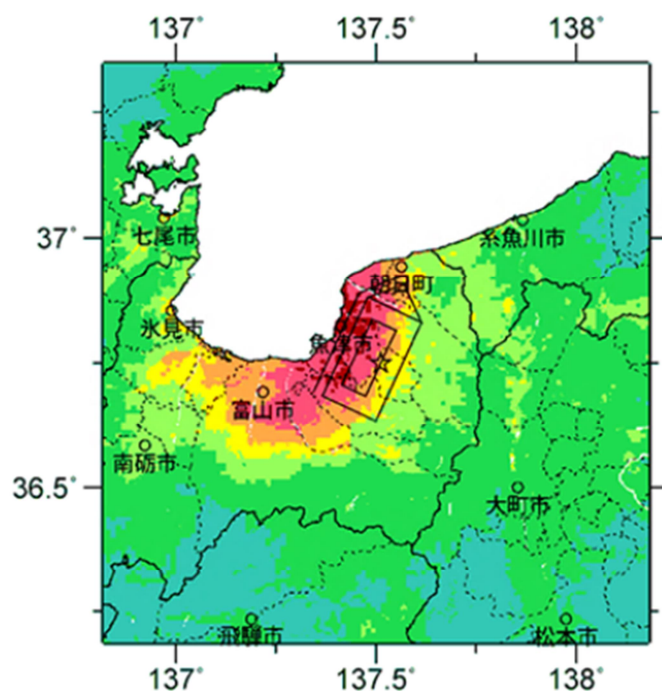
(ア) 予測震度分布

予測震度は、次の地震予想震度分布図のとおりです。

朝日町では、魚津断層帯による地震の場合、最大で震度6強、糸魚川-静岡構造線断層帯による地震の場合、最大で震度5弱が想定されています。

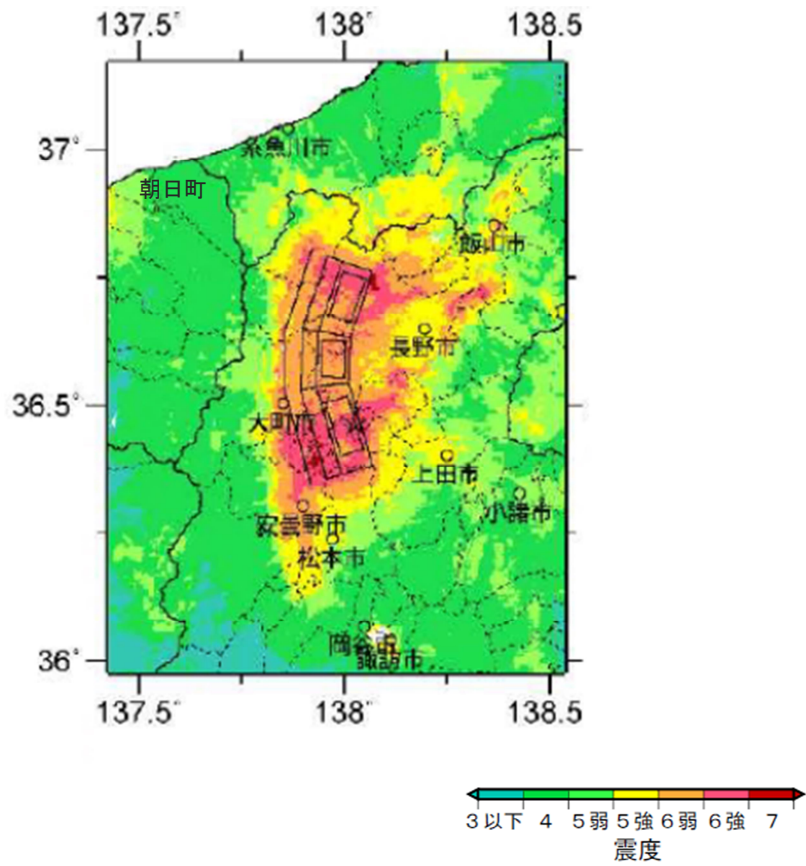
また、跡津川断層帯の地震では震度5が、呉羽山断層帯の地震では震度5弱が想定されています。

【魚津断層帯地震予想震度分布図】



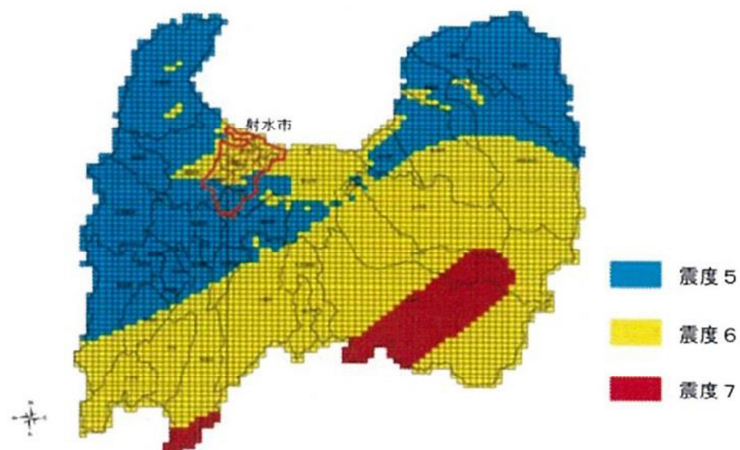
出典：地震調査研究推進本部

【糸魚川-静岡構造線断層帯震度分布図】



出典：地震調査研究推進本部

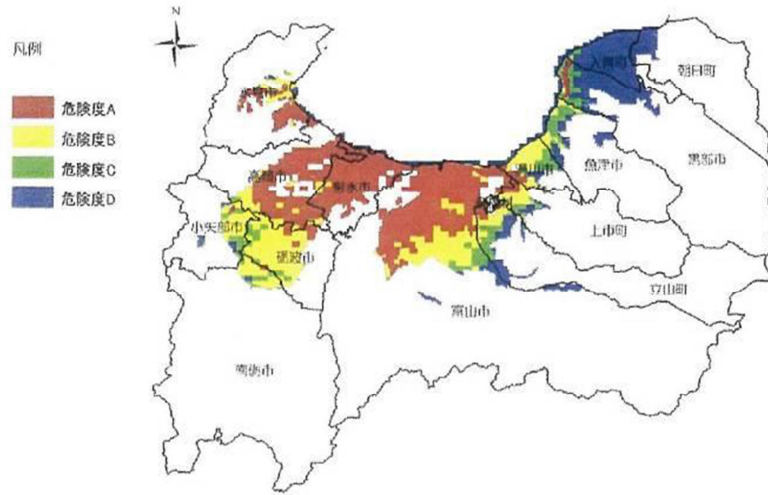
【跡津川断層帯地震予想震度分布図】



出典：県地震シミュレーション調査

出典：県地震シミュレーション調査

【呉羽山断層帯地震液状化判定結果図】



出典：県地震シミュレーション調査

ランク	PL値	適用
A	$PL > 15.0$	液状化発生の可能性が高い
B	$5.0 < PL \leq 15.0$	液状化発生の可能性がある
C	$0.0 < PL \leq 5.0$	液状化発生の可能性が低い
D	$PL = 0.0$	液状化発生の可能性はない
E	—	対象外（砂層がない等）

第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 住宅の耐震化の現状と目標

(1) 耐震化の現状

町内の住宅総数は、4,645戸とされており、このうち、耐震性があると思われる住宅戸数は3,407戸と推計され、耐震化率は令和5年時点で73%です。

		H20調査 ^{※1}	H25調査 ^{※1}	H30調査 ^{※2}	R5調査 ^{※2}
住宅総数		5,118戸	5,043戸	4,837戸	4,645戸
内 訳	S57年以降建築のもの	2,553戸	2,686戸	2,821戸	2,918戸
	S56年以前建築のもの	2,565戸	2,357戸	2,016戸	1,727戸
	耐震性あり	631戸	597戸	541戸	489戸
	耐震性なし	1,934戸	1,760戸	1,475戸	1,238戸
耐震性あり総数		3,184戸	3,283戸	3,362戸	3,407戸
耐震化率		62%	65%	69%	73%

※1 国土交通省の推計に基づき、昭和56年以前建築の木造戸建住宅の約88%、共同住宅等の約24%が、耐震性が不十分であると推計（耐震改修を実施したものは耐震性が不十分なものから除外）

※2 国土交通省の推計方法に準じて算出

(2) 目標設定における背景と課題

国の定める基本方針では、住宅については現状の約90%を令和17年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標としています。

朝日町では平成20年度から令和5年度の間耐震化率は62%から73%に向上しましたが、まだ耐震性の不十分な住宅が多数残っており、全国と比較して有感地震が少ないため、地震に対する意識が高くないことが原因と考えられます。

(3) 耐震化の目標

富山県耐震改修促進計画によれば、令和5年度の県全体の住宅の現状耐震化率は84%で、令和17年度末までに耐震化率を95%とすることを目標に掲げています。

朝日町では、富山県耐震改修促進計画を考慮し、令和17年度末に耐震化率を95%にすることを目標とします。

2 建築物の耐震化の現状と目標

(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標

① 耐震化の現状

朝日町の多数の者が利用する建築物（※）の総数は、22棟です。このうち、耐震性があると思われる棟数は16棟で、耐震化率は77.3%です。

（※）耐震改修促進法第14条第1号に掲げる建築物

種別	全数 A	S 57年以降 建築の数 B	S56年以前建築の数		耐震化率 E=(B+C)/A
			耐震性あり C	耐震性 不十分 D	
1. 被災時に拠点となる施設及び救護施設 庁舎、警察署、消防署、その他公益上必要な施設、病院、診療所、等	3	3	0	0	100%
2. 住民の避難所等として使用される施設 及び要援護者施設 幼稚園、小中学校、高等学校、盲聾養護 学校、体育施設、社会福祉施設、等	8	6	1	1	87.5%
3. 比較的滞在時間の長い施設 ホテル、旅館、賃貸住宅、寄宿舎、下宿、 等	9	7	0	2	77.8%
4. 多くの町民が集まる集客施設 劇場、展示場、図書館、集会場、店舗、 等	1	0	0	1	0%
5. その他の多数の者が利用する建築物 事務所、工場、自動車車庫、等	1	0	0	1	0%
合計	22	16	1	5	77.3%

(令和7年3月31日現在)

※S56年以前の建築物について、耐震性が不明な場合は「耐震性不十分」としている

※構造上別棟の場合はそれぞれでカウント

② 目標設定における背景と課題

朝日町では、平成23年度から令和7年度の間耐震化率は74%から77.3%へ向上しましたが、まだ耐震性の不十分な建築物が多数残っており、耐震化への意識啓発のための取り組みが行き届いていないことが原因と考えられます。

③ 耐震化の目標

富山県耐震改修促進計画によれば、令和6年度の県全体の多数の者が利用する建築物の現状耐震化率は92%で、令和17年度末までに耐震化率を96%とすることを目標に掲げています。

朝日町では、富山県耐震改修促進計画を考慮し、令和17年度末に耐震化率を96%にすることを目標とします。

(2) 公的施設及び災害時に重要な役割を担う施設の耐震化の現状と目標

富山県耐震改修促進計画では、地震災害時の災害対策拠点機能等の確保を図るうえで重要な施設については、耐震化を促すこととしており、災害時の拠点施設（庁舎等）、病院施設、学校施設、公営住宅（※）の耐震化の目標を設定しています。朝日町では、耐震性不十分な対象施設を令和17年度末に概ね解消とすることを目標とします。

（※） いずれも非木造で2階建て以上又は200㎡超の建築物

種別	全数	S57年以降建築の数	S56年以前建築の数		耐震化率 E=(B+C)/A
			耐震性あり	耐震性不十分	
			A	B	
災害時の拠点施設 (庁舎・警察署・消防署)	2	2	0	0	100%
病院施設 (医療機関等)	4	3	0	1	75%
学校施設 (小中学校・高等学校)	3	3	0	0	100%
公営住宅 (町営住宅・特定公共賃貸住宅等)	8	7	1	0	100%
合計	17	15	1	1	94.1%

(令和7年3月31日現在)

※S56年以前の建築物について、耐震性が不明な場合は「耐震性不十分」としている

※構造上別棟の場合はそれぞれでカウント

第3章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

1 耐震化の取組み基本方針

地震に対する安全性が確保されていない住宅・建築物すべてについて、耐震診断及び必要に応じて耐震改修の努力義務が課せられています。

既存建築物の耐震化を促進していくには、まず住宅・建築物の所有者等が、自らの問題、地域の問題として考え、町民ひとりひとりが自発的かつ積極的に、防災の役割を果たしていくことが極めて重要になります。

住宅・建築物の所有者等が耐震診断及び耐震改修を計画的に実施できるような環境の整備や必要な施策を検討し、本計画により、一層の耐震化が促進されるよう努めるものとします。また、住宅の耐震化については、緊急的に促進するため、住宅耐震化緊急促進アクションプログラム*に基づき取り組みます。

※社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編第1章イ-16- (12) -①2. 第2項に規定するもの

(1) 所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、自らの管理する住宅・建築物を適正に管理することが基本であり、耐震化による施設の安全性確保は、利用者の生命を守るだけでなく、地域の防災上においても大変重要であることを認識し、耐震化に努めることが必要です。

(2) 県及び町の役割

県は、所有者等が耐震化を実施しやすい環境の整備や必要な施策の展開に努めるものとしており、朝日町は、住民に最も近い基礎自治体として、地域防災に必要な住宅・建築物の耐震化状況の情報収集及び県と連携した施策の展開等に努めるものとします。

- ①朝日町耐震改修促進計画の改定
- ②耐震化支援策の実施
- ③相談窓口の設置、情報提供・普及啓発等の実施
- ④建築関係団体・自治会などの地域との連携・調整
- ⑤住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの作成

(3) 建築関係団体の役割

建築関係団体は、耐震化に必要な技術者の確保のための技術的な支援に努め、行政と連携し、情報提供、啓発等を実施し、耐震化の促進に努めるものとします。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援

朝日町は住宅・建築物の所有者等に、住宅・建築物の耐震化の必要性、重要性に関する普及・啓発に積極的に取り組むとともに、耐震化に対する補助や税の優遇措置の活用を勧めながら、住宅・建築物の耐震化の促進を図ります。

○耐震診断・耐震改修に対する支援制度

事業名	対象		内容		補助	
	住宅	非住宅	診断	改修	国庫	その他
木造住宅耐震診断支援事業	○		○		○	
木造住宅耐震改修支援事業	○			○	○	
住みよい家づくり資金融資制度	○					○
住宅・建築物安全ストック形成事業		○	○	○	○	

(1) 住宅の耐震化支援

①木造住宅耐震診断支援事業

県では、平成15年度より、耐震診断を希望する木造住宅の所有者の求めに応じて、富山県から委託を受けた（社）富山県建築士事務所協会が建築士を派遣して、調査・診断を行うとともに、その結果を住宅所有者に報告することにより、耐震化を支援しています。

▼ 富山県 木造住宅「耐震診断」支援事業

概要	県内の木造（戸建）住宅の耐震診断に対する助成
対象	木造の一戸建てで、階数が2階以下 昭和56年5月31日以前に着工して建てられた住宅 在来軸組工法によるもの
内容	県が耐震診断に要する経費の9割を負担 【申請者の負担額】 延床面積280㎡以下：図面ありの場合2千円、図面なしの場合4千円 延床面積280㎡超え：図面ありの場合3千円、図面なしの場合6千円
問合せ先	(社) 富山県建築士事務所協会

②木造住宅耐震改修支援事業

平成17年度より、耐震改修を希望する木造住宅の所有者等に対し、県と市町村が連携して、耐震改修工事に対して補助金を交付し、耐震化を支援しています。

なお、平成26年度からは、部分的な改修への支援も行っています。

また、平成 31 年度より、段階的な耐震改修も対象とするなど、支援の拡充を図っています。

▼ **木造住宅耐震改修支援事業の制度概要（木造住宅耐震改修）**

対象	<p>木造の一戸建てで、階数が 2 階以下</p> <p>昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工して建てられた住宅</p> <p>在来軸組工法によるもの（又は、伝統工法によるもの）</p> <p>当該事業を実施している市町村に所在するもの</p> <p>以下の 4 つのメニューのいずれかに該当する工事</p> <p>I 建物全体（1 階+ 2 階）をIw 値1.0以上に改修</p> <p>II 1 階の主要居室（寝室・居間等）だけをIw 値1.5以上に改修</p> <p>III 1 階（全体）だけをIw 値1.0以上に改修</p> <p>IV 建物全体を Iw 値 0.7 以上 1.0 未満に簡易改修（耐震化に向けた第 1 段階の改修として）</p>
内容	<p>計画策定（設計監理含む）に要する経費の 3 分の 2（但し、助成限度額は 20 万円）</p> <p>国 1/6 県 1/3 市町村 1/6</p> <p>耐震改修工事に要する経費の 5 分の 4（但し、助成限度額は 120 万円）</p> <p>国 1/5 県 2/5 市町村 1/5</p>
問合せ先	朝日町 建設課（※県は、町を通した間接補助）

また、避難路に面する危険なコンクリートブロック塀及び組積造の塀の撤去・建替えに対しても補助金を交付し、地震発生時に塀の倒壊から人命を守り、避難・復旧活動を可能にすることで街路の耐震安全性を向上させます（令和 8 年度～令和 12 年度実施予定）。

▼ **木造住宅耐震改修支援事業の制度概要（危険コンクリートブロック塀等撤去・建替）**

対象	<p>以下を除く、住宅から避難場所へ通じる道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難場所に向けて誰も通らない箇所 ・ 当該塀との間に幅 90cm 超の水路がある箇所 <p>I 塀撤去 II 塀撤去・建替</p>
内容	<p>危険コンクリートブロック塀の撤去工事に要する経費の 3 分の 2（但し、助成限度額は 12 万円）国 1/6 県 1/3 市町村 1/6</p> <p>危険コンクリートブロック塀の撤去・建替工事に要する経費の 3 分の 2（但し、助成限度額は 18 万円）国 1/6 県 1/3 市町村 1/6</p>
問合せ先	朝日町 建設課（※県は、町を通した間接補助）

さらに、耐震シェルターの設置・購入を、県と市町村が連携して、支援します（令和7年度12月より実施）。

▼ 木造住宅耐震改修支援事業の制度概要（耐震シェルター設置・購入）

対象	対象となる住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（原則、1階に設置する必要がある。） 対象となる製品 ・地方公共団体が開発に関与したもの*や、2以上の都道府県で補助対象になっているもの等（耐震ベッドは、支援対象外）
内容	耐震シェルターの設置工事に要する経費の3分の2（但し、助成限度額は60万円：将来、耐震改修補助制度を利用する場合、補助額は、補助上限額から耐震シェルター設置補助金額を差し引いた金額になる。）国 1/6 県 1/3 市町村 1/6
問合せ先	朝日町 建設課（※県は、町を通した間接補助）

※例：富山型耐震シェルター（県木材研究所が産学官連携して開発。県産木材使用、天井部高強度（鋼材使用）及び壁部高強度（プレストレス技術採用）が特徴）

③ 住みよい家づくり資金融資制度（県融資制度）

子育て世帯及び転入世帯の個人住宅の建築や購入に対して融資及び利子補給を行います。

また、耐震化リフォームやブロック塀の安全対策に対して融資を行います。

▼ 富山県 「住みよい家づくり資金融資制度」（預託）

内容	融資限度額：500万円 金 利：1.6～1.9%（固定金利） 返済期間：15年間
問合せ先	各金融機関

④ 木造住宅耐震化支援事業の推進

耐震診断実施後の耐震改修をより推進するため、県や建築関係団体と連携し、診断実施者への個別フォローアップの充実を図るとともに、耐震改修を実施するにあたり、阻害要因となっている項目やニーズに対するアンケート調査等を実施し、住宅の耐震化のために必要な施策について検討します。

（2）建築物の耐震化支援

① 多数の者が利用する建築物等の耐震化支援

多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するため、県の助言・指導のもと、国の住宅・建築物安全ストック形成事業を活用します。

▼ 国の建築物耐震対策緊急促進事業（避難場所等となる建築物の耐震化支援）（※1）

対象事業	対象建物	補助率
耐震診断 補強設計	災害時に重要な機能を果たす建築物又は避難場所等	【2/3】 国1/3 地方公共団体1/3
耐震改修	災害時に重要な機能を果たす建築物又は避難場所等	【23% (2/3)】 国11.5% (1/3) 地方公共団体11.5% (1/3) ()は対象が避難所の場合
	避難場所等の天井、エレベーター、エスカレーター	【23%】 国11.5% 地方公共団体11.5%

※1 建築物耐震対策緊急促進事業の事業期限は「令和13年3月31日までに着手したものであること」とされている。
(令和7年12月26日現在)

▼ 国の住宅・建築物安全ストック形成事業（耐震改修事業）

対象事業	対象建物	補助率
耐震改修	災害時に重要な機能を果たす建築物の耐震改修、天井の脱落対策（除却を含む）、エレベーターの防災対策改修、エスカレーターの脱落対策	【23%】 国11.5% 地方公共団体11.5%
ブロック塀の安全確保	避難路沿道等に存するブロック塀等	【2/3】 国1/3 地方公共団体1/3

（3）国による住宅・建築物に係る税制・融資制度の周知

①住宅ローン減税等

住宅の取得又は既存住宅の耐震改修をした場合、住宅借入金等を有する場合に所得税額等から控除等を受けることができます。

※ 条件、対象限度額等は財務省、国税庁等のホームページ参照

②住宅金融支援機構による融資制度

対象	商品名	概要
個人	リフォーム融資 (耐震改修工事)	<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修工事または耐震補強工事を行うために必要な資金に対する融資 満60歳以上の方は「高齢者向け返済特例(※)」の利用が可能

		※毎月の支払を利息のみとし、元金は申込者が 全員亡くなられた際に、相続人の方からの一括 返済か、担保物件(住宅および土地)の売却等 により返済
マンション管理組合 区分所有者	マンション共有部分リフォーム融資	共用部分のリフォーム工事や耐震改修工事など の工事費用が対象となる融資

※ 令和7年12月時点

※ 制度の詳細、金利等は住宅金融支援機構のホームページ参照

3 大地震に備えた事前対策の推進

(1) 地震時の総合的な安全対策

住宅・建築物の耐震化に加え、地震時の総合的な安全性を確保するため、以下の取組みを推進します。

①屋根ふき材、外装材、外壁、窓ガラス、屋外看板等の落下防止対策

大規模な地震が発生した際には、建築物の倒壊だけでなく、屋根ふき材や外装材、外壁、窓ガラス、屋外看板などの損壊・落下による被害も懸念されます。

このため、地震発生時に建築物からの落下物による建築物の利用者や通行人への危害を防ぎ、安全性を確保するために、建築物の所有者等に対して適正な維持管理や必要に応じて改修を行うよう啓発及び指導を図ります。特に、建築物の敷地に余裕がない繁華街や通学路などの建築物について落下防止対策の実施状況を把握するとともに、未対策建築物について、その所有者等に安全性を確保するよう改善指導を行います。

②エレベーター・エスカレーターの防災安全対策

エレベーター・エスカレーターの定期報告等の機会を活用し、地震時のリスク等を建築物所有者等に周知することで、耐震安全性の確保を促進します。また、エスカレーターの脱落による死傷や、避難の妨げとなることを防止するため、かかり代を十分に設ける等の落下防止対策の必要性を周知し、改善の指導を行います。

③天井等の落下防止対策

平成23年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生したことをふまえ、天井の脱落対策に係る新たな基準が定められました。

そこで、既存建築物について定期報告制度等を活用した情報把握を行い、建築物の所有者等に基準を周知し、脱落防止措置を講じて安全性の確保を促進します。

④家具の転倒防止対策等

家具の転倒等により地震時の死傷の原因及び避難通路の妨げとなるおそれがあるため、家具の転倒防止対策の重要性や、その対策ともなる耐震シェルターの設置、居間・寝室などの部分的な改修について周知し、対策を促進します。

⑤感震ブレーカー等の設置による震災時の火災対策

過去の大震災における火災の原因の多くが電気に関係するものとされており、設定値以上の震度の地震発生時に自動的に電気の供給を遮断する感震ブレーカーはその有効な対策とされているため、設置の重要性を周知し対策を促進します。

(2) 被災建築物応急危険度判定等の体制の整備

大規模な地震が発生した際に、被災した建築物を調査し、その後に発生する余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラス・屋根瓦の落下、附属設備等の危険性を判定する『応急危険度判定士』や『被災宅地危険度判定士』の確保と人材育成のため、登録講習会や現場研修会への開催について周知に努めます。

(3) 倒壊等により周囲に危害を及ぼすおそれのある空き家への対策

少子高齢化の進行に伴い、今後、大規模な地震が発生した際に、倒壊等により周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがある空き家の増加が懸念されます。

このような空き家に関しては「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき制定した、「朝日町空家等の適正管理及び活用促進に関する条例」による、必要な助言や指導、支援などを行います。

また、空き家を放置されないよう、県や不動産業者等の関係団体と定期的な情報交換や、関係団体が実施するセミナー等の普及啓発への支援を行うなど、より一層の連携・協力を図り、官民が一体となった総合的な空き家対策に取り組みます。

(4) がけ地近接等危険住宅移転事業の実施

地震時におけるがけ地付近に位置する住宅は、住宅そのものの倒壊等だけではなく、がけ地の崩壊などによる被害が想定されるため、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に所在する住宅の移転を推進することにより、地震に伴う崖崩れ等による住宅の災害防止に努めます。

(5) 土砂災害対策改修に関する事業

地震等の災害時にがけ崩れ等の被害が発生するおそれのある土砂災害特別警戒区域内の住宅について、土砂災害に対して安全な構造とする改修工事や防護壁を設置する所有者等に対し、朝日町が国の支援制度を活用し、補助・助成する事業に対して助言・支援などを行います。

4 改正耐震改修促進法に伴う耐震化促進策の周知等

(1) 要緊急安全確認大規模建築物（※1）について

これらの建築物については、義務付けされた耐震診断の結果、耐震改修が必要とされた場合は、早急に耐震改修や建替えが出来るよう、国や県と連携して必要な環境整備を進めます。

(2) 防災拠点施設（※2）について

防災拠点施設（大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物）として指定された場合、耐震診断が義務付けられる一方、耐震改修工事を実施する際の国からの補助率が上がる（1/3から2/5へ）メリットがあります。

このため、県では、市町村の地域防災計画に記載の官公署、病院、避難所等の防災拠点施設のうち、市町村が特にその耐震化を進める必要があるとして、富山県耐震改修促進計画への位置付けを希望するものを指定することとしていますが、現時点で指定している施設はありません。

今後、県の動向を注視しながら、必要に応じて指定を検討します。

(3) 避難路沿道建築物（※2）について

富山県耐震改修促進計画において、富山県地域防災計画に定める緊急通行確保路線について、①相当数の建築物が集合する地域を通過すること、②市町村の区域を越える相当数の者の円滑な避難を困難とすること、③迂回路の有無、などの観点から検証し、富山県の道路整備率が全国トップクラスである状況などを踏まえた結果、その沿道建築物について、耐震診断を義務化等する避難路として指定する必要のある路線はないとしています。

ただし、地震発生時における交通の確保は救出・救助活動、消火活動、救援物資・要員輸送等の各種応急対策活動の基盤としてきわめて重要な課題であるため、地震が発生した場合の緊急通行確保路線の通行の確保について、その重要性を周知します。

また、緊急通行確保路線については、広域的な避難・物資搬送等の観点から、橋梁の耐震化や長寿命化が進められているところであり、道路の整備・維持管理を担う建設課をはじめとして、災害時に実際に使用する立場である警察・消防などの関係部局との連携体制を整備します。

（※1）耐震改修促進法附則第3条により耐震診断の実施と、結果の報告が義務付けられた不特定多数が利用する大規模な建築物

(※2) 県又は市町村が耐震改修促進計画で指定した場合、耐震診断の実施と、結果の報告が義務付けられる建築物（要安全確認計画記載建築物）

(4) 各種認定制度等による耐震化の促進

「耐震改修計画の認定」や、新たに創設された「建築物の地震に対する安全性の認定」及び「区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定」については、以下のとおり、特例措置やメリットがあることから、建築物の所有者や利用者等へ周知し、制度活用の普及促進を図ります。



国指定認定マーク

○認定制度の特例措置等の概要

認定	特例措置メリット等
耐震改修計画の認定 (法第17条)	耐震性を向上させるために増築を行うことで、容積率・建ぺい率制限に適合しないこととなる場合に、所管行政庁(※)がやむを得ないと認め、耐震改修計画を認定したときは、当該制限は適用されません。
建築物の地震に対する安全性の認定 (法第22条)	建築物の所有者が所管行政庁(※)に申請し、耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物は、国指定認定マークを建築物等に表示することが出来ます。
区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定 (法第25条)	「耐震改修の必要性に係る認定」を受けた区分所有建築物（マンション等）は、大規模な耐震改修工事により共用部分を変更する場合の決議要件を区分所有者および議決権の各1/2超に緩和（区分所有法の特例で、特例が無い場合は3/4以上）

(※) 所管行政庁とは、耐震改修促進法第2条第3項の「所管行政庁」をいう。(富山県、富山市、高岡市)

第4章 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等

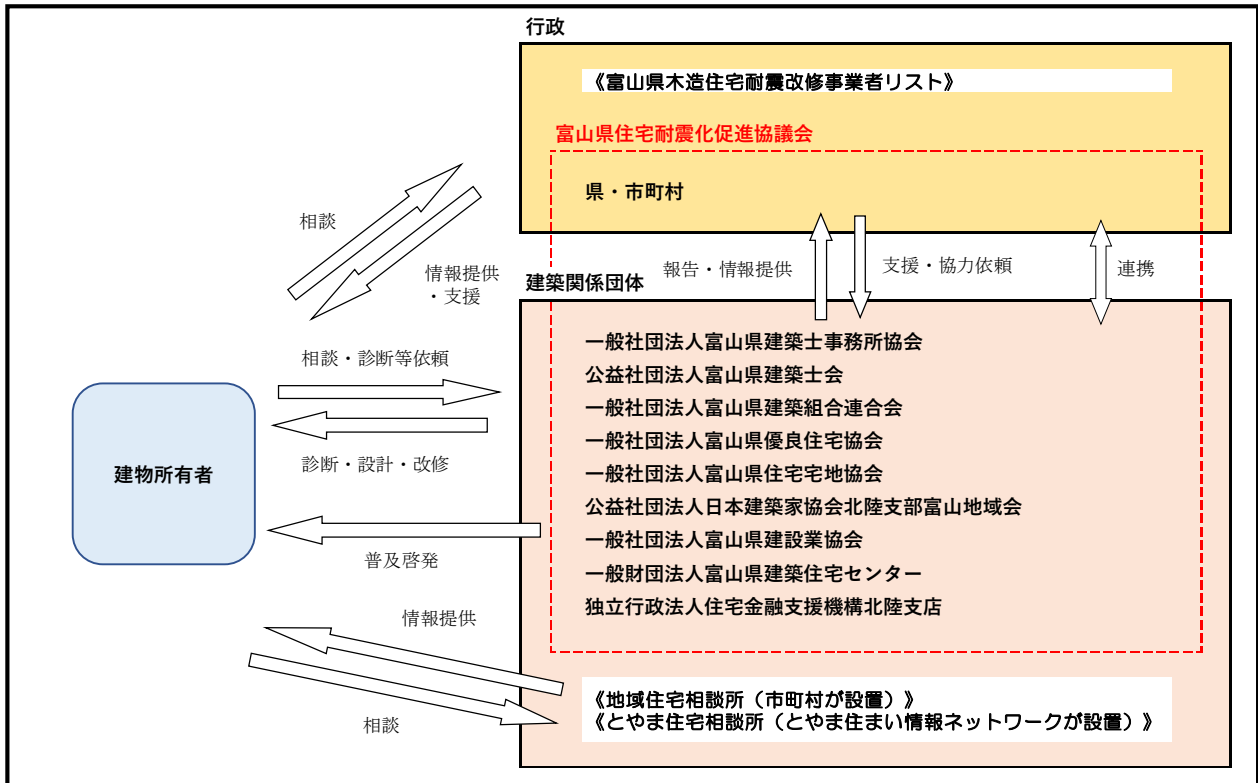
1 相談体制の充実

朝日町建設課並びに県庁及び出先機関の建築担当窓口において、建築物の耐震化についての窓口を設置するとともに、木造住宅の耐震に関する点検方法や補強方法の概要などの耐震化促進へ向けての普及啓発に努めます。

また、建築関係団体で構成している「とやま住まい情報ネットワーク（※）」が設置している「とやま住宅相談所」等を情報提供の場として活用していきます。

さらに、建築防災週間等の各種行事やイベントの際には、町民へ建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について普及啓発を図るとともに、建築関係団体へも耐震化へ向けての普及啓発活動を促進します。

○関係機関と連携した相談体制イメージ



※とやま住まい情報ネットワークとは、（一社）富山県建設業協会、（公社）富山県建築士会、（一社）富山県建築士事務所協会、富山県優良住宅協会及び（一財）富山県建築住宅センターを正会員とし、富山県土木部建築住宅課及び富山県消費生活センターを協会員とした住まいづくりに対する意識の向上や支援を行うとともに、住宅相談や住情報の提供を行うことにより、豊かな住生活の実現に貢献することを目的としている団体。

2 パンフレット等の配布及び講習会等の実施

(1) パンフレット等の配布

県では、木造住宅の耐震診断・改修支援事業を紹介するリーフレット『耐震診断・改修で自分の命は自分で守る』を作成し、市町村広報誌・新聞への折り込みや駅前での街頭普及啓発、各種イベントにおける相談窓口や講習会などで配布しており、朝日町も県と協力し、普及啓発に努めているところです。

また、耐震診断を実施した者へのフォローアップのため、耐震改修工事事例集を作成し、診断実施者全員に配布し、耐震化を推進していることから、今後も引き続き、耐震化についてのコスト、工法、支援制度について、県と協力して情報提供を行います。

さらに、平成12年以前に建築された新耐震基準の在来軸組構法の木造住宅についても耐震性能の検証が適切になされるよう、当該住宅の所有者等に対して「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法*」（一般財団法人 日本建築防災協会）について周知します。

※ 昭和56年から平成12年までに建築された木造住宅について、接合部等の状況を確認することにより耐震性能を検証する方法

(2) ホームページの充実と広報誌等の活用

県と協力し、ホームページ、広報誌、パンフレット、ケーブルテレビなどの様々な手段を通じて、木造住宅耐震診断・改修支援事業の活用を町民に広く働きかけ、その活用の促進を図ります。

(3) 講習会等の開催

県と協力し、自治会等の求めに応じて現地へ出向き、耐震化の必要性や支援制度などを直接住民に説明するなどの出前講座等を実施するとともに、総合防災訓練などの機会に耐震化についての相談窓口を設置するなど、直接住民に周知する活動を実施し、普及啓発を図ります。

3 地震防災マップ等を活用した啓発活動

住宅・建築物の所有者が耐震化を自らの問題又は地域の問題として捉え、所有者又は地域の耐震化に関する取り組みに活用することができるよう、朝日町で作成済みである地震防災マップ等や国土交通省が作成した「液状化しやすさマップ」を活用した普及啓発活動に県と連携して取り組みます。

4 リフォームにあわせた耐震改修の推進

県及び町の住宅相談窓口、建築関係団体において、リフォームに関する相談時等を活用し、より効率よく実施することが可能な、リフォームにあわせた耐震改修の推進を図ります。

また、各種行事やイベント等の際には、快適な住環境は、居住性ととも安全性の確保（耐震化）が重要であることを普及啓発し、リフォームにあわせた耐震改修の誘導を図ります。

リフォームにあわせた耐震改修として、大規模な住宅において使用していない部分の減築や重い屋根材を軽くするなど、様々な手法もあわせて周知するとともに、湿度の高い富山県においては、構造部材の老朽・腐朽化により、建物本来の耐震性能が発揮できないケースもあることなど、その維持管理の大切さについても周知を図ります。

さらに、富山型高性能住宅としての既存住宅の省エネ改修や空き家の利活用促進、県産材の利用促進など、耐震化以外のリフォーム等推進施策と連携した啓発活動を行います。

5 防災査察・定期報告を活用した啓発活動

県が建築防災週間に実施している防災査察や、建築基準法第12条第1項による定期報告の機会を活用し、多数の者が利用する建築物等の所有者へ耐震診断及び耐震改修の必要性・重要性について普及啓発を図ります。

6 町内会等との連携

住宅の耐震化は地域の防災活動の一環であることから、町内会等の自主防災組織などと連携し、住宅・建築物の耐震化について啓発活動を行います。

7 住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組み

旧の耐震基準（昭和56年5月31日以前に着工）に基づいた住宅の所有者に対し、朝日町が主体となり、戸別訪問やダイレクトメールの送付等により直接的に住宅所有者へ住宅耐震化を促します。また、県の木造住宅耐震診断支援事業を利用した住宅所有者に対し、県と朝日町が連携し、耐震診断結果報告時に、チラシ等の配布・説明、費用目安の提示、改修事業者リストの提供等により耐震改修を促すとともに、耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール・電話連絡等の方法により耐震改修を促します。

また、高齢者が住む住宅は一般的に、旧の耐震基準で耐震化が必要な住宅も多いことから、ホームページやパンフレットなどの広報だけではなく、よりきめ細やかで充実した啓発活動が必要となります。

高齢者の自主組織である老人クラブなどと連携した周知活動を行うなど、きめ細やかな啓発活動を行います。

引き続き、広報誌等による全ての人に対する啓発に加え、高齢者を含め、耐震化が必要な住宅の所有者を対象としたピンポイントの啓発活動のあり方など、より効果的な啓発手法を検討し、実施していきます。

(参考1) 「耐震化推進の取組み事例集(地方公共団体向け)」(一般財団法人日本建築防災協会)に掲載されている取組み

1. 耐震診断未実施者に対する直接的な取組み
1-1. 耐震診断未実施者を対象とした戸別訪問等の実施
(1) 耐震診断未実施者を対象とした戸別訪問の実施
(2) 特定の場所に出向いた出張訪問の実施
1-2. 耐震診断未実施者を対象とした耐震相談会・説明会の実施
1-3. オンライン形式による戸別訪問の申込み
1-4. コロナ禍における留意事項
2. 耐震診断実施者に対するフォローアップの取組み
2-1. 耐震診断実施後の状況確認のための調査の実施
2-2. ダイレクトメール等を用いたフォローアップ
2-3. 耐震診断実施者を対象とした戸別訪問の実施
2-4. 耐震診断実施者を対象とした相談会の実施
3. 事業者の技術力や信頼性の向上につながる取組み
3-1. 耐震補強を主体とする官民連携型の組織づくり
3-2. 事業者の登録制度とリストの公表
(1) 地方公共団体による診断士、補強設計者、施工業者等の登録制度
(2) ホームページ等での公開
(3) 自治体窓口での配布 等
3-3. 技術力向上のためのセミナー・勉強会の開催
(1) 診断士、補強設計者、施工業者等への研修会や説明会
(2) 産学官による補強工法の開発やセミナー等の開催
(3) 補助金制度の書類作成方法や手続きなどに関する講習会
(4) ソフト的な取組みをテーマにした勉強会の開催
3-4. 事業者による耐震補強の取組みへのアピールツールの提供
(1) 名刺デザインの提供
(2) のぼり旗やステッカー等の提供
3-5. 診断士や建築士、工務店等とのマッチング
4. 耐震化の必要性に係る普及・啓発の取組み
4-1. 住宅所有者向けの耐震補強の普及啓発
(1) 説明会・相談会による耐震補強の普及啓発
(2) 広報誌やパンフレット等による耐震補強の普及啓発
4-2. 耐震補強ツアーの実施
4-3. わかりやすいツールの活用
4-4. 子供を巻き込んだ耐震補強の普及啓発
(1) 小中学生向けの住まいの対策講座の実施
(2) 小学生向けポスターコンクールの開催
5. 補助申請手続き等に関する取組み
5-1. 代理受領制度の実施
5-2. 申請書類の審査作業の外部委託
5-3. 申請書類の簡素化
5-4. PDCAサイクルを回しながらの地域に応じた対策

(参考2) 「木造住宅の安全確保方策マニュアル」(国土交通省)に掲載されている方策

1. 住宅の耐震化の促進
1-1. 住宅の耐震化の支援制度の概要
(1) 補助制度
(2) 融資制度
(3) 税制の特例措置
1-2. 耐震化の更なる促進に向けた方策
(1) 所有者へ普及啓発
・様々なツールを用いた普及啓発
(2) 民間事業者等との連携
・工事業者等の育成や参入促進
・民間の創意工夫を活かした啓発から改修まで一貫実施
・福祉関係機関や自主防災組織等と連携した調査や啓発
(3) リフォーム等に合わせた耐震改修の提案
・リフォームや省エネ改修と合わせた耐震改修の実施の提案
(4) 所有者にわかりやすい費用負担モデルの提示
・所有者負担の全体像を示すモデルケースの作成・提供
(5) 所有者負担を減らす工夫
・所有者の子供世帯等による耐震改修や耐震改修リバースモーゲージの活用促進
・所有者の状況等に着目した追加的な補助等の実施
・所有者の金銭準備の負担軽減
・耐震改修コストを下げる工法等の工夫
(6) 耐震改修以外の方法
・除去や住み替え等の支援
2. 地震からのリスクを低減するための方策
・段階的な耐震改修工事の実施
・部分的な耐震改修工事の実施
・命を守るための家具等の導入
・命を守りための住まい方の工夫
3. 日頃からの災害への備え